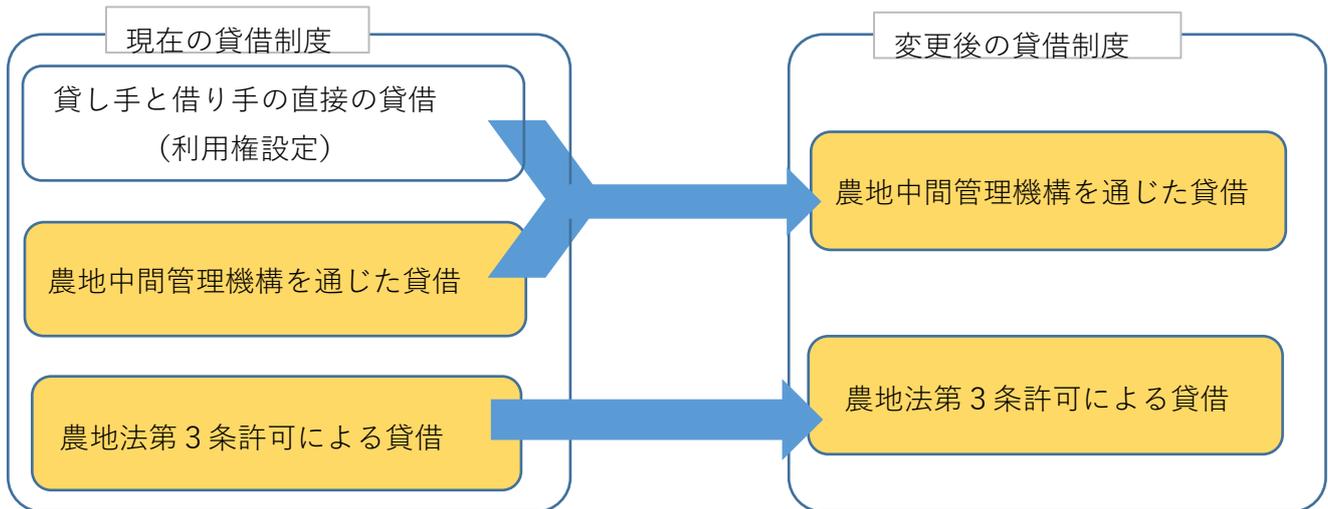


農地の貸し借りの制度変更について

◎農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行）により貸し手と借り手の直接の貸借（利用権設定）は廃止され、令和7年4月1日以降の更新時から農地中間管理機構を通じた貸借へ移行します。

◎農地中間管理機構を通じた貸借は、「地域計画」（※）に沿って行いますので、対象の農地が地域計画区域の農用地等である場合、農地中間管理機構を通じた貸借へ移行する際に、耕作者の方を「地域の農業を担う者」として地域計画に位置づけを行います。



● お手続きについて

- 利用権（貸し手と借り手の直接の貸借） ⇒最終締切：令和7年1月10日
- 利用権（貸し手と借り手の直接の貸借）から農地中間管理機構を通じた貸借への移行 ⇒現在の貸借の期限の半年前に通知を送りますので、通知に沿ってお手続きをお願いいたします。

※ 新たに貸借を希望される場合は

⇒【お問い合わせ先】へご相談ください。

農地中間管理機構とは

県知事の指定する公的な機関です。

（岡山県の場合は、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

農地中間管理機構を通じた貸借の特徴

- 対象の農地：市街化調整区域内の農地のみ
- 貸借期間：原則10年以上、少なくとも3年以上
- 手続きの窓口：農業委員会事務局
- 貸借期間満了後は貸し手に農地が戻るため、引き続き貸借する場合は更新手続きが必要
- 物納はできないこと（金銭による賃貸借または無償（使用貸借））

※地域計画とは

- 将来（おおむね10年後）の地域農業の在り方等を地域で話し合い、地域で目指す農地利用の姿（どの農地を誰が担うか等）を明確にしたものです。
- 倉敷市では主に農用地区域内の農地を対象に、令和7年3月末までに地域計画を策定する予定としています。

倉敷市の地域計画

⇒



お問い合わせ先

農業委員会事務局	（倉敷市役所7階）	Tel：086-426-3895
児島駐在	（児島支所内）	Tel：086-473-4374
玉島駐在	（玉島支所内）	Tel：086-522-8126
真備駐在	（真備支所内）	Tel：086-698-5042